(福祉健康委員会付託)

受理番号 第65号 受理年月日 平成28年10月14日

付託年月日 平成28年10月27日

. . . . . . .

陳 情 原 文 江戸川区内で犬・猫を飼育している世帯の割合はどのくらいでしょうか。平成26年度の犬の登録数19,896頭と世帯数333,000から推測すると6%、未登録を含めておよそ50戸で3~4頭飼われていると思われます。また、猫は「平成23年度東京都における犬及び猫の飼育実態調査の概要」より都全体で16.6%、江戸川区の資料がないため、都と同じと考えると10戸で1~2匹が飼われているかと思われます。

動物飼育に付随する様々な問題、例えば鳴き声、臭い、毛・羽の飛散、糞尿の不始末、アレルギー等多々ありますが、上記の割合であれば、地域の中で許容でき、 非飼育者と飼育者、動物が共存できる状態だと思います。

ところが、江戸川区内で、全室で動物(ペット)飼育を前提にした集合住宅が建てられています。ペット愛好家を入居対象にしているため、各世帯で1匹とは限らず、建物内の動物の総数は予測できません。一つの建物(集合住宅)に動物が極端に集中してしまうと、地域内での人と動物との共存のバランスが崩れてしまうことが懸念されます。

特に吸入性アレルギー疾患の原因になる犬・猫の皮屑は非常に細かいため、埃とともに空気中を舞うのでアレルギーを持っている人に与える影響は深刻です。

飼育者が管理を徹底しても、動物の数が多くなるほど、周辺の環境悪化の蓋然性が高まるのではないでしょうか。

これらのことをふまえ、江戸川区内の集合住宅で飼育できる動物の総数や、周りの居住環境を守るために、平成12年の「集合住宅におけるペットの飼育容認に際しての考え方」(都市基盤整備公団・添付書類)を参考に基準を決めてほしいと思います。

よって、下記のことを陳情します。

記

江戸川区内の集合住宅等での動物飼育に際して、臭い、騒音、羽・毛の飛散等から周りの住環境を守るため、周辺住民と集合住宅の管理者(所有者)との話し合いを促すこと、及び集合住宅での動物飼育に関する基準を設けることなど、行政としての役割を果たすよう求めます。